

## 北海道胆振地方中東部を震源とする地震に伴う長時間停電を踏まえ防火対策について再度お知らせいたします。

長時間停電により、消防用設備等及び特殊消防用設備等が有効に機能しなくなる等、防火対策に支障を生じるおそれがあります。

今後、更なる予震による停電や計画停電が実施された場合に備え、次の防火保安対策をお願いいたします。

### 住民のみなさまへ

#### (1) 119番通報について

電源を必要とする固定電話(電話機)やIP電話などは、停電時に使用できない場合がありますので、落ち着いて携帯電話や公衆電話などにより、「119番通報」をしてください。

また、緊急通報システム(火災・救急事案発生時に自動又は手動で消防機関等に通報できる機器)についても、停電時は作動せず、消防機関等へ通報されない場合がありますので、ご注意ください。

#### (2) 電気製品などの使用について

電気コンロや電子レンジ等の電気機器の使用中に停電した場合は、停電から復旧した時の「再通電」による火災発生防止のため、スイッチを切り、念のためコンセントを抜いてください。

#### (3) エレベーターの利用や閉じ込め防止について

エレベーターを利用中に停電になった場合、ドアを無理にこじ開けず、そのまま待機してください。

万が一、閉じ込められた場合は落ち着いてインターホン等で救助を要請しそのまま待機してください。

#### (4) 火気の使用について

卓上ガスコンロやろうそく等を使用する場合は、近くに燃えやすいものを置かないようにし、その場を離れないようにしてください。また、代替照明は、できるだけ懐中電灯などを使用してください。

## 事業所関係者のみなさまへ

電源が必要な消防用設備等（屋内消火栓設備、自動火災報知設備、誘導灯など）や危険物施設の設備が有効に機能しなくなるなど、事業所の防火・保安管理に支障を生じるおそれがありますので、停電中は特に平常時以上の防火・保安管理に努めてください。

### (1) 消火設備が機能しない場合

従業員等に対し、消火器や簡易消火器具等の位置と使用方法の周知徹底を行うとともに、災害時に備えて適正に使用できるよう、十分な訓練を行ってください。

### (2) 警報設備が機能しない場合

従業員等による巡回等を徹底するとともに、火気使用設備や器具等の点検を入念に行うなど、出火防止と火災の早期発見に努めてください。

### (3) 避難設備が機能しない場合

従業員等による避難誘導體制や避難経路等の再確認をしてください。

以上のほか、停電に備え、日頃から事前に以下の事項に留意してください。

### (1) 消防用設備等の確認について

- ① 事業所に設置されている消防用設備等（屋内消火栓・自動火災報知設備・誘導灯など）の種類、機能、性能、設置場所の確認をしてください。
- ② 消防用設備等の種類によっては停電時に警告音を発するものや自動的に作動を開始するものがあるため、停電時の動作状況や停止方法の確認をしてください。
- ③ 消防用設備等に非常電源が備わっているかの確認をしてください。
- ④ 消防用設備等に備わっている非常電源の種類、作動方法の確認をしてください。
- ⑤ 非常電源で消防用設備等の機能が維持できる時間の確認をしてください。
- ⑥ 非常電源自体の機能を維持するための方法の確認をしてください。

### (2) 非常電源として自家用発電設備が備わっている場合について

非常電源は通常、大規模停電による長時間の停電が想定されていないため、稼働可能時間を超えて長時間にわたり自家用発電設備をもって電気を供給する場合には、次の事項に留意してください。

- ① 自家用発電設備の起動・停止の方法、及び作動状況の確認
- ② 自家用発電設備の稼働可能時間の確認
- ③ 原則として、停電時における非常電源の自動起動を維持してください。

ただし停電の発生時間が非常電源の稼働可能時間を超えて長時間となることが予想される場合であって、やむをえず非常電源を手動起動とする場合には、停電時に非常電源を手動起動とする場合の対応や従業員等への周知徹底を図るとともに、必要に応じて消防署へ事前に相談してください。

- ④ 自家用発電設備の稼働維持に必要な燃料の確保に努めてください。
- ⑤ 常用電源復旧後は直ちに運転を停止し燃料補給、点検を実施し消防用設備等の機能

維持をするとともに以後の停電時に備えるように努めてください。

- ⑥ 停電に備えて自家発電設備の点検や試運転を事前に実施する場合にはサービスタンク、配管等の損傷、漏えいが発生しない事を確認してください。

### (3) その他の事項として

- ① 119番通報体制の確実な確保のため、停電によりIP電話やFAX付電話が停電時に使用できない場合がありますので、あらかじめ携帯電話等を確認し、確実な119番通報が行えるようにしてください。
- ② 計画停電等により停電予定時間が判明している場合は停電前にエレベーターや設備等の使用の制限をしてください。
- ③ 停電時、電気錠が設けられた扉、自動ドア等が機能を失って通行不能となる場合も考えられることから、避難経路及び消防隊進入経路を事前に把握し通行できるように対策を講じてください。

以上のほか、危険物施設等においては、停電に備え、日頃から事前に以下の事項に留意してください。

#### (1) 危険物施設の保安管理について

停電時に起こり得る事態を想定し、訓練を行うなど事前に対策を立てておいてください。また、停電から復旧した時の手順や点検要領などを再確認してください。

#### (2) 燃料保管等に係る安全対策について

停電に備え一時的に指定数量以上の危険物を貯蔵又は取扱う場合においても消防長の仮貯蔵又は仮取扱いの承認が必要となります。また、危険物の貯蔵や取扱いは、危険物取扱者の立会の下に行ってください。

なお、自家発電設備の燃料として危険物を保管する場合には、消防署に相談してください。

#### (3) 給油取扱所における安全対策について

ガソリンなどを小分けで販売する場合には、次の事項を守ってください。

- ① ガソリンなどを容器に詰め替える際は、必ず危険物取扱者又はその立会いの下で従業員が行ってください。
- ② 顧客が希望する油種を確認し、誤販売とならないよう十分注意してください。
- ③ 容器は基準に適合したものを使用してください。

# 網走地区消防組合